

姫路市高機能消防指令システム再整備事業業務委託提出書類（提案資料）

1 提出資料一覧

	提出書類	様式	部数	備考
A	業務委託提出書類一覧	様式 3	正本 1 部 副本 7 部	AからHを一綴りにまとめること
B	提案書	様式自由		
C	類似業務実績調書	様式 4		
D	事業費（受託希望金額）	様式 5 - 1		
E	事業費見積内訳書	様式自由		
F	維持管理費	様式 5 - 2		
G	維持管理に係る見積内訳書	様式 5 - 3		
H	保守条件書	様式 5 - 4		
I	要求水準書	様式 6	2 部	
J	発注仕様書案	様式自由	2 部	
K	要求水準に関する誓約書	様式 7	1 部	

2 提出媒体

提出書類は、紙及び光学メディアでの提出とする。

(1) 紙媒体での提出について

ア 第 1 項に掲げる提出書類 A～H を提案書等として一綴りにまとめ、A4 版に製本し提出すること。また、提案書等には別添 1 「姫路市高機能消防指令システム再整備事業 評価基準表」の評価項目ごとにインデックスを付すること。

イ 提案書等の作成部数は、正本を 1 部（表紙に所在地、商号又は名称、代表者名（契約締結権限者氏名）の記載及びその印を押印すること）、副本を 7 部（表紙を含め全てにおいて、参加者名、参加者製品名等の事業者を特定させる文言等を表記しないこと）とする。提出書類 I 及び J の作成部数は、それぞれ 2 部とし、提出書類 K の作成部数は 1 部（所在地、商号又は名称、代表者名（契約締結権限者氏名）の記載及びその印を押印すること）とする。

ウ 印刷は片面印刷とする。

(2) 光学メディアでの提出について

ア CD-ROM 又は DVD-ROM の光学メディアに、第 1 項に掲げる提出書類をデータ格納して 1 部提出すること。

イ 光学メディアに書き込むファイルの形式は、Microsoft Office で読み込み可能な Word、Excel、PowerPoint 又は PDF で作成すること。ただし、発注仕様書案、要求水準書（様式 6）及び保守条件書（様式 5 - 4）は、Word、Excel 以外での提出は不可とする。また、最新の定義体を適用したウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行い提出すること。

3 提案書等の作成

提案書等は、以下に定めるところにより作成すること。

- (1) 別添1「姫路市高機能消防指令システム再整備事業 評価基準表」の提案依頼事項／評価基準の項目について、考え方、経験、実施方法、ポイント、理由、背景などを明確に示すこと。
- (2) 調達仕様書は、本市が求める機能の概要を定めたものであり、特定メーカーの機能等を指定するものではないという趣旨を十分に理解した上で、調達仕様書に記載してある機能等の実現内容（代替提案を含む）、調達仕様書に記載のない機能の提案（追加案等）について記載すること。
- (3) 提案書の内容は、参加者が実現できる範囲で記載すること。
- (4) 提案内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担となるため、調達仕様書の内容を十分に理解した上で提案すること。
- (5) 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確なものとする。
- (6) 提案上限額の範囲内での提案とすること。
- (7) 参考資料の添付は認めない。
- (8) 提案書の様式は定めないが、A4サイズとする。
- (9) ページ番号を付けること。
- (10) フォントサイズは11ポイント以上とする。また、下線等により語句を強調しても構わない。

4 要求水準書（様式6）の作成

- (1) 調達仕様書記載の機能について、その実現方法を項目毎に選択し示すこと。
- (2) 実現方法が提案による代替案の場合は、備考欄に提案資料等に記載されている頁数を記載すること。また、その他補足事項がある場合は、備考欄に記載すること。

5 発注仕様書案の作成

発注仕様書は契約候補者と協議により決定するが、短期間で発注仕様書の協議を行う必要があることから、提案内容がすべて採用されることを前提とした発注仕様書案（別紙及び別冊を含む。）を作成・提出すること。作成は、調達仕様書に見え消しなどで変更前後が分かるようにすること。

なお、発注仕様書案と要求水準書（様式6）の記載内容に著しく相違がある場合は、契約候補者と認めない。

※ 調達仕様書等の原本（Word・Excel）にあつては、参加資格の確認通知書を送付する際に、参加資格があると認めた者に対してのみ送付する。

6 費用見積書の作成

費用見積書は、以下に定めるところにより作成すること。

(1) 初期導入費

- ア 費用見積書(初期導入費)を提出書類D及びEにて作成・提出すること。
- イ 石綿含有調査・除去等に係る費用についても含めること。
- ウ 総務省消防庁高度化検討の対応について構築期間内に対応可能なものについては対応するものとする。その検討に必要な費用の見積を提示すること。

(2) 保守費

- ア 費用見積書(維持管理費)を提出書類F及びGにて作成・提出すること。
- イ 維持管理費算出にあたり、その条件について、提出書類Hにて作成・提出すること。なお、保守条件の基本的な考え方については別添2「参考保守条件」に示す。